

バーゼル（新BIS規制） のポイント

制度調査部
吉井 一洋

最終規則の公表時期迫る

【要約】

新しい銀行の自己資本比率規制（バーゼル）を規則化した最終的な告示が、年内を目標に公表される予定である。ただし、最終的な告示の公表の前に、2005年10月、11月頃に、アウトライアー規制等の第1の柱や第2の柱を含んだ告示案が公表される模様である。

本稿では、新規制の概略を取りまとめると共に、質問が多いファンドやREITの取扱い、新規制の影響などについても、記述している。

目次

1. BIS 規制(自己資本比率規制)とは	2 ページ
2. 現行規制の問題点	2 ページ
3. 新BIS規制案のポイント	3 ページ
(1)信用リスクを精緻に計算	3 ページ
(2)オペレーショナル・リスクに対応	6 ページ
参考1：改正後の自己資本比率	6 ページ
(3)自己資本戦略と市場規律	7 ページ
参考2：アウトライアー銀行	8 ページ
4. 導入時期	8 ページ
5. 導入の影響	8 ページ
6. 今後のスケジュール	9 ページ

1. BIS 規制(自己資本比率規制)とは

現行制度の概要を示すと以下のとおりである。

自己資本(劣後債、有価証券含み益等含む)	8%
信用リスク・アセット + 市場リスク × 12.5倍	

1988年公表(92年度から本格導入)
 国際的な統一ルール(国内行は4%以上)
 信用リスクと市場リスクに対応
 未達成の場合は早期是正措置

2. 現行規制の問題点：現行規制には次のような問題点がある。

同じ区分の与信先には同じリスク・ウェイトが適用され、信用リスクが適切に反映されていない。

証券化等の新たな取引に対応できていない。

銀行のリスク管理の実態と乖離してきている。(リスクの計測手法の発展に対応していない)

対応しているリスクが、信用リスクとマーケット・リスクに限られている。

自己資本比率の数値自体が目的化している。

(事業会社の社債として格付けが高く流動性のあるA社債と格付けが低く流動性の無いB社債を保有する銀行が自己資本比率維持のため社債を処分するとする。現行規制ではリスク・ウェイトは同じ100%であるため、処分しやすいA社債を売却して、信用リスクの高いB社債が手元に残りることが起こりうる。即ち、規制遵守のため資産内容がかえって劣化するという結果が生じる)

3. 新 BIS 規制のポイント

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 信用リスクを精緻に計算 (2) オペレーショナル・リスクに対応 (3) 自己資本戦略と市場規律 |
|---|

(1)信用リスクを精緻に計算

信用リスク・アセット = 資産 × リスク・ウェイト 分母に算入

現行制度はリスク・ウェイトを資産・与信先ごとに固定



信用リスクをより正確に反映する方法に改正

格付機関の格付け等で区分(標準的手法) 銀行の内部管理手法を活用した方法も可 (内部格付手法)
--

中小企業向け・個人向けに配慮・・・リスク分散効果を配慮して軽減

標準的手法

リスク・ウエイトを当局が決定

リスク・ウエイトは適格格付機関の格付けに応じて設定

：以下により格付けの公正性確保

適格格付機関は、当局が認定(6つの基準)

格付けとリスク・ウエイトの対応(マッピング)も当局が決定

非依頼格付け(いわゆる勝手格付け)の使用は不可(中央政府を除く)

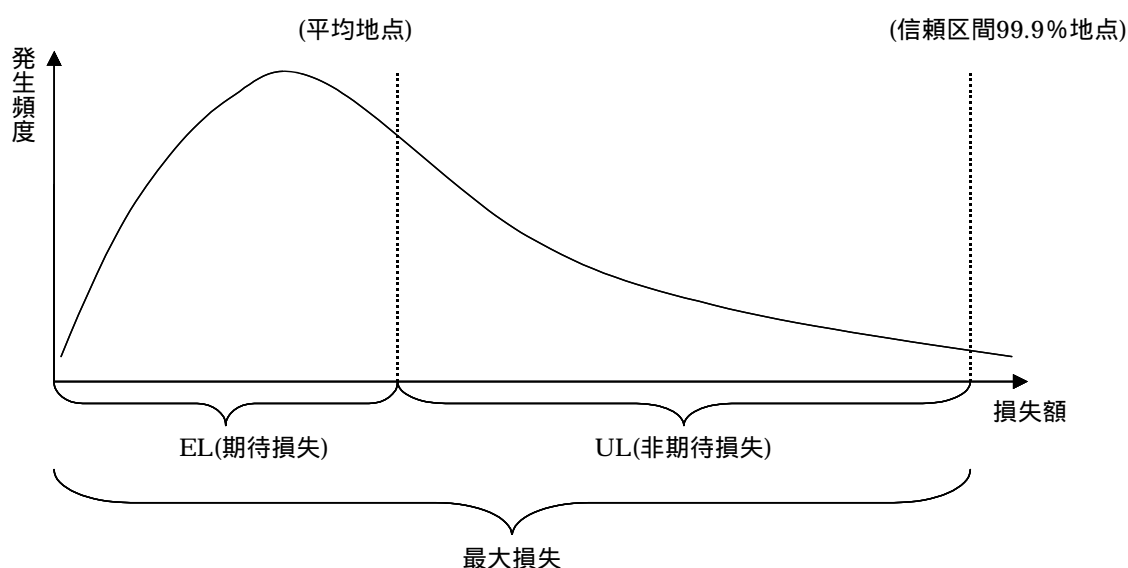
内部管理上の使用と整合的な格付けの使用

(格付けが有利だからといって、普段利用していない格付機関の格付けを自己資本比率規制の計算上だけ用いることは認められない)

複数の格付がある場合は、2番目に高い格付を使用

内部格付手法

信用リスク量



EL(期待損失)とUL(非期待損失)のうち、ULを対象

EL：確実に発生すると考えられる平均的な損失 貸倒引当金等に対応

・ EL > 貸倒引当金等... EL超過額を自己資本(分子)から控除

・ EL < 貸倒引当金等... 引当超過額をTier2自己資本に算入

UL(非期待損失) = 最大損失 - EL(期待損失)

最大損失：信頼区間99.9%として所定の関数で算出

所要自己資本率(K) = UL(非期待損失) × マチュリティ調整

基礎的手法(PD(倒産確率)、満期(M)を自行で推計)と

先進的手法(LGD(倒産時損失率)、EAD(エクスポージャー額)も推計)あり

a. 融資・債券等の場合

与信先・発行先	現行規制	新規制	
		標準的手法	内部格付手法
国・地方公共団体	0%	0%	0%
政府関係機関等	10%	10% (20%)	0% ~
銀行・証券	20%	20%	14%
大企業	100%	100% (or 20 ~ 150%)	92% (注1)
中堅企業 (売上げ5億円)	100%	100% (or 20 ~ 150%)	72% (注1)
中小企業 (融資)	100%	75%	46% (注1)
個人 (融資)	100%	75%	46% (注1)
住宅ローン	50%	35%	31% (注2)

(注1) P D 1.0%、L G D 45%の場合

(注2) P D 1.0%、L G D 25%の場合

(出所)大和総研制度調査部作成

b. 信用リスク削減手法 (C R M)

標準的手法では不動産担保等は認められない

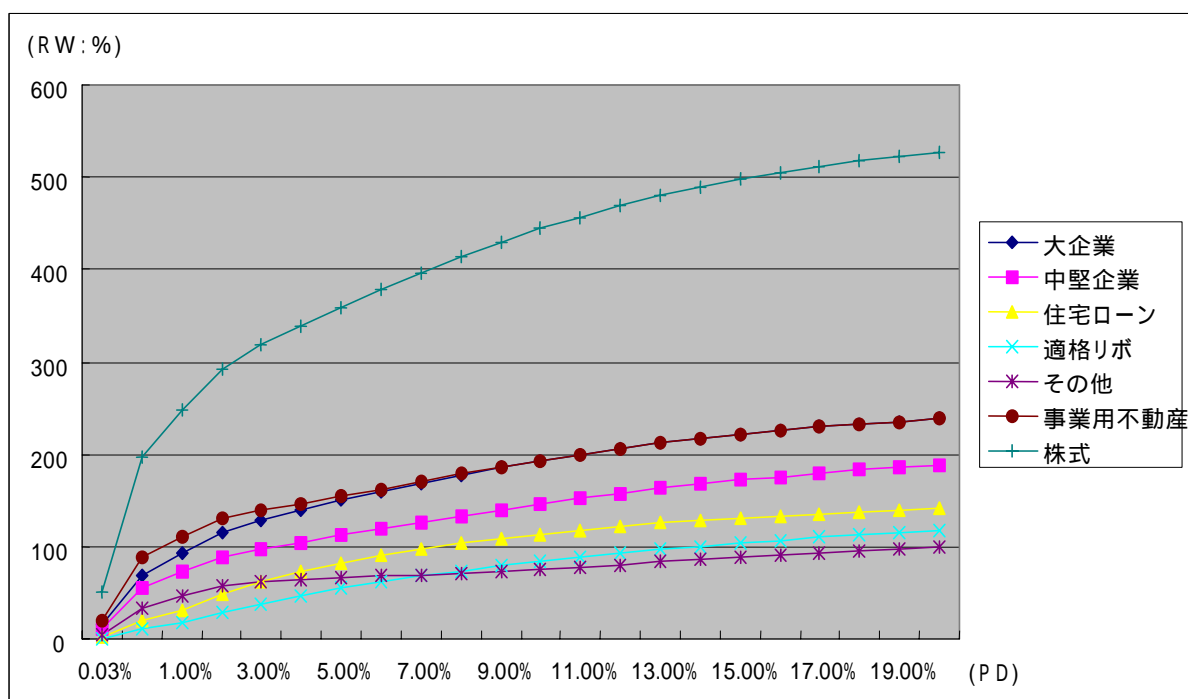
支払いのトリガーにリストラクチャリング条項が含まれていないクレジット・デリバティブのリスク削減効果は60%に制限される。

	標準的手法	内部格付手法
(1) 適格金融資産担保		
(2) 保証及びクレジット・デリバティブ		
(3) 貸出金と自行預金の相殺		
(4) 適格債権担保、適格不動産担保、 又は適格その他資産担保	×	

c. 株式の場合

現行	100%			
新規制	標準的手法: 100%			
	内部格付手法	市場ベース方式	内部モデル方式	200% (300%) ~
			簡便法	300% (400%)
		融資と同じ方式	政策投資株式	100% ~
			それ以外	200% (300%) ~
既存株式			10年間100%	

図表 PD・LGD方式のリスク・ウェイト



d. 証券化

定義：原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引（ただし、特定貸付債権に該当するものを除く）

標準的手法と内部格付手法...外部・内部格付け等の活用

(1) 標準的手法：

- ・ オリジネーター・・・劣後部分（無格付け）は自己資本から控除
- ・ 投資家・・・BB⁺以下350%、B⁺以下・無格付けは自己資本から控除

(2) 内部格付手法：

RBA方式（内部格付準拠方式）

- ・・・BB⁻未満、無格付けは自己資本から控除

SF方式（指定関数方式）・・・信用補完レベルが K_{IRB} （証券化前の所用自己資本比率）以下の場合には自己資本から控除

ABC Pのファシリティ：従来0%

リスク・アセット負担

：無格付けでも信用補完的要素が少なければ自己資本控除とはならない特例措置がある

証券化した資産の譲渡益等・・・自己資本から控除

e. ファンドの取扱いは？

標準的手法：ルックスルー方式（構成資産の信用リスク・アセット額を算出）

内部格付手法

ファンド内の個々の資産の額が明らかな場合：ルックスルー方式

ファンド内の個々の資産の額が明らかではない場合

過半数を株式等が占めるケース…株式等のリスク・ウエイト適用

資産の運用基準が明らかなケース

：リスク・ウエイト等の高い資産から順に、運用基準で許容された上限まで投資していると仮定して、信用リスク・アセット額を算出

資産の運用基準も明らかでないが、

日々・週次時価評価、監査法人等の監査、運用者への主務官庁の監督といった要件を全て満たしている場合

：マーケット・ベース方式の内部モデル手法（ファンドの時価で）

上場なら下限 200%、非上場なら下限 300%

その他：400%、1250% (国内基準適用行は 2500%)

f. R E I T の取扱いは？

標準的手法

- ・ 100%？（投資対象の不動産のリスク・ウエイトは 100%なので）
- ・ 証券化に該当すれば、無格付けであれば、自己資本控除(1250%)
（借入・債券の発行と出資とが優先劣後構造に該当するか？）

内部格付手法

証券化には該当せず？（R E I T 向けの貸付等が特定貸付債権に該当すれば、貸付等・出資共に証券化には該当せず）

株式と同様なら 上場 R E I T … 200% 下限

非上場 R E I T … 300% 下限

(2) オペレーショナル・リスクに対応

事務事故や不正行為等によるリスク

3つの手法

基礎的指標手法：年間粗利益 × 15%

標準的手法：業務区分（8つに区分）ごとの粗利益 × 12、15、18%

先進的計測手法：過去の損失データ等を用いて計算

業務多角化等で増加の可能性(証券仲介業、個人情報保護)

参考1：改正後の自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本（劣後債、有価証券含み益等含む）}}{\text{信用リスク・アセット} + (\text{市場リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}) \times 12.5 \text{倍}}$$

↑
精緻な計算方法
↑
分母に追加

参考1(続き)：主要行の繰延税金資産

中核(Tier1)自己資本に占める割合の上限を

2006年3月末以降 40%

2007年3月末以降 30%

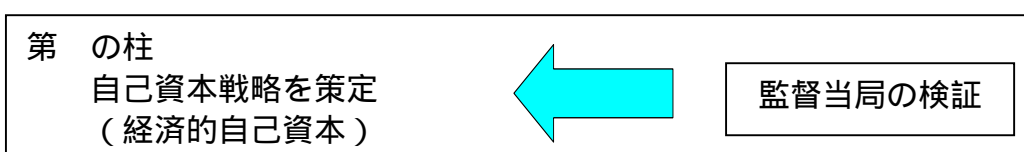
2008年3月末以降 20%

対象は主要行の繰延税金資産

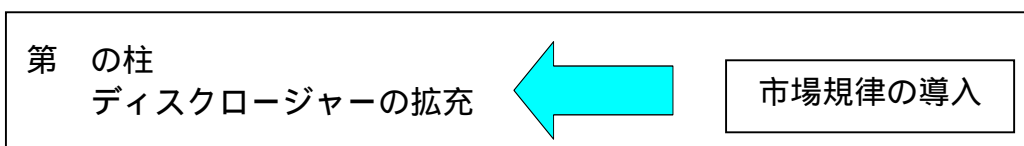
(3)自己資本戦略と市場規律

規制自己資本の維持（8%以上）

+



+



現行規制では、最低限維持すべき自己資本比率が設けられているのみである。これに対して、新規制では、自己資本比率の維持を第 1 柱としつつ、第 2 柱、第 3 柱を設けている。

第 1 柱は、銀行自身が、自己資本比率算定の対象となっていないリスクへの対応を含めた自己資本戦略を立て、それを当局が検証するよう求めている。自己資本戦略では、景気の動向、銀行(バンキング)勘定の金利、流動性リスク、与信集中リスク、戦略リスク、風評リスク等なども勘案して必要な自己資本水準を設定することが想定されている。

第 2 柱では、市場規律を導入している。銀行が自己資本の内訳、自己資本比率の算定根拠、銀行勘定の金利リスクも含めたリスク管理方針・手続きなど、第 1 柱、第 2 柱に関連する情報を開示し、開示内容を市場の評価にさらすことによって、市場規律が働くようにしている。

参考2：アウトライアー銀行（第 の柱で対応）

銀行(バンキング)勘定の金利リスク捕捉体制の整備を要求

アウトライアー銀行

：以下により、バンキング勘定に (Tier1+Tier2) × 20% 超の経済価値の低下が発生する銀行

- (1) 200 ベーシス・ポイントの金利ショック or
 (2) 保有期間 1 年 (240 営業日) 最低 5 年の金利変動の 1% と 99% タイル値



何らかの対応策(自動的に自己資本を賦課はしないものの)

4. 導入時期

2007年3月期末から導入

ただし、以下は2008年3月期末から

内部格付手法のうち先進的な手法

オペレーショナル・リスクの先進的計測手法

いずれも、2006年3月期末から、現行規制で算出した自己資本比率と共に新規制で算出した自己資本比率の報告が必要となる。

フロアーを設定(1年目は現行規制の所用自己資本の95%以上、2年目は90%以上、3年目は80%以上)

5. 導入の影響

取引別の影響

株式：売却(大手銀行を中心に)

債券：格付の重視、アウトライアー銀行に該当しないよう、デュレーションの短期化や変動利付債への投資。

融資：リスクに見合った金利、適切な引当、早期の企業再建促進

クレジット・デリバティブ：リストラ条項無い場合にリスク削減効果6掛け
 契約内容の見直しへ

証券化 ・ 益出しへの影響 ・ 劣後部分を圧縮
 ・ ABCP・・・ファシリティの見直し(信用補完 流動性補完)

信用リスク管理の高度化 }
 経済的自己資本の管理 } 統合リスク管理推進
 (金利リスク等にも対応)

6. 今後のスケジュール

- 2005.9～12月・・・第5次影響度調査
水準調整（内部格付手法による信用リスク・アセット額に乗じる
スケーリング・ファクター（現在の案で1.06）の見直し等）

- 2005.10or11月・・・第 〃 第 〃 の柱を含んだ規則案を公表

- 2005 年中に規則公表予定

- 2006 年 3 月・・・・・・・・・・解釈集公表予定（ファンド、REIT、ヘッジ等の取扱い
の明確化）
3 月期末・・・・・・・・・・予備計算開始

- 2007 年 3 月期末・・・適用開始